

兼業規則

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
理事長決定
改正（2025年7月1日）

（目的）

第1条

この規則は、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）の基本方針・ルール・手続き（以下「PRP」という。）第22章及び就業規則第19条に基づき、学園の職員の副業、学外のプロフェッショナル活動、その他自営事業等（以下「兼業」という。）に関する取扱いを定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条

- この規則は、学園の就業規則の対象となる常勤職員（以下「職員」という。）について適用する。
- 学園の職員は、兼業を行う場合、この規則に加え、学園の就業規則及び関連するPRPの規定を遵守しなければならない。
- 学園の職員は、学園の就業規則に基づき、学園の業務（以下「本業」という。）を誠実に遂行する義務を負う。特に、勤務時間内には本業に専念しなければならない。
- 学園の職員が学園以外の法人又は個人の活動に参加する場合であっても、学園の用務として当該職員の所属長からの業務命令によるものは、この規則を適用しない。
- 学園の職員は、本業に従事している際の身分と兼業を行う際の身分を明確に区別しなければならない。
- 学園の職員は、兼業を行うにあたり、過度の長時間労働等を理由とした自身の心身の健康への影響及び本業への影響の有無を十分に検討し、活動開始前に所属長と良く相談しなければならない。

（定義）

第3条

この規則における兼業の種類及び定義は、次の各号の定めるところによる。なお、この規則でいう兼業は、当該活動が営利目的か否か、又は当該活動の対価が有償か否かに関わらない。

- 副業： 学園の職員が、学園以外の法人又は個人との間に雇用契約書の締結や労働条件通知書の交付等を通じて実態上の雇用関係のもとに行われる活動をいう。
- 学外のプロフェッショナル活動： 学園の職員が学外のコミッティ、コミッション、ア

ドバイザリー・ボード、タスクフォース、又はその他の営利企業若しくは非営利団体や協会等の活動に限定的に参加すること及び講演や調査協力等の不定期な活動をいう（なお、客員教授、客員研究員、顧問、アドバイザー、役員等の名称にて、学園以外の団体等の何らかの役職を得て活動することを含む）。

- (3) その他の外部活動：学園の職員自らが自営事業又はフリーランス等の個人事業主等として本業のほかに事業を営む活動をいう。

(基準)

第4条

学園の職員は、次の各号に掲げる基準を満たす範囲において兼業することができる。

- (1) 本業上の責務に支障が生じないこと
- (2) いかなる学園の施設や器具を使用しないこと
- (3) 学園の利益に相反しないこと
- (4) 学園の名誉又は信用を傷つけないこと
- (5) 外国人登録のある職員にあっては、在留資格の範囲外ではないこと
- (6) この規則及び学園の就業規則並びにPRPに違反しないこと

(営利企業との兼業に関する条件)

第5条

1. 学園の職員は、営利を目的とする法人等（以下「営利企業」という。）の役員、顧問、評議員若しくは監査役（以下「役員等」という。）の職を兼ねることはできない。ただし、次の各号に掲げる営利企業の役員等を兼ねることが、学園の審査に基づく特別な事情により許可を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 技術移転事業者及びその関連事業者の役員等（監査役を除く）
 - (2) 研究成果活用企業の役員等（監査役を除く）
 - (3) 株式会社の監査役
2. 前項にかかわらず、第4条に定める基準を満たすことができ、且つ特別な事情により許可を得た場合はこの限りではない。

(兼業許可の手続)

第6条

1. 学園の職員は、兼業により活動するときは、教員担当学監オフィスが定める別表（教員、研究員、技術員における兼業申請対象外の活動）の活動（以下、「別表の活動」）を除き、兼業先又は他の使用者等からの依頼書を添えて、学園所定の兼業申請により事前に学園の許可を得なければならない。
2. 学園の職員は、前項により学園の許可を得た後に兼業申請の内容に関する変更や修正等が生じたときは、速やかに再度の兼業申請を行わなければならない。
3. 学園の職員は、兼業において学園又は学園における自身の業務との間に新たな利益又は

責務の相反が生じたとき又は生じる可能性があるときは、速やかに所属長と相談し、学園の利益相反管理規則第8条に基づいて、直ちに学園に開示しなければならない。

4. 兼業申請可能期間は1年以内とする。ただし、兼業先等からの依頼により予め複数年にわたる期間の活動が計画されているときは、1年を超える期間について再申請することを妨げない。

(労務管理上の届出義務)

第7条

1. 副業を行う職員は、労働基準法（昭和22年法律第49号）の労働時間通算の対象となるか否かの確認を行わなければならない。
2. 前項の確認により労働時間通算の対象となった場合は、当該職員は、次の事項について確認し、第6条の兼業申請に加えて、学園の人事担当部門に届け出なければならない。
 - (1) 他の使用者との労働契約の締結日及び期間
 - (2) 他の使用者の事業場での所定労働日、所定労働時間、始業時間及び終業時間
 - (3) 他の使用者の事業場での所定外労働の有無、見込み時間数及び最大時間数
 - (4) 他の使用者の事業場における実労働時間等の報告の手続き
 - (5) 前4号について確認を行う頻度

(別表の活動の申告義務)

第8条

1. 学園の職員は、別表の活動に従事し、金銭的報酬を伴う場合は事前に事務局長に対して所定の様式にて活動の種類、活動先、期間、報酬の額及び形式、具体的な活動内容について申告しなければならない。
2. 事務局長が、報酬を伴う当該活動が第4条で規定する基準を満たさない可能性があると判断した場合、事務局長は利益相反審査委員会に対して当該活動の継続の是非を含め適切な管理について検討するよう指示することができる。
3. 利益相反審査委員会は事務局長による当該指示を受けたときは、速やかに適当な管理策を検討のうえ、事務局長に提示しなければならない。

(報酬の二重取り及び公費の不適切な使用の防止)

第9条

学園の職員は学園業務において、外部から報酬、手当等名目のいかんを問わず一切の金銭を受け取ってはならない。ただし、学園の特定のプロジェクトや研究に活用される目的で当該金銭が学園に寄付される場合など、当該金銭が個人の利益とならない場合はその限りではない。

(時間帯)

第10条

1. 兼業は、学園の勤務時間外（裁量労働制職員の場合は裁量により勤務している時間外）に行う。
2. 兼業による労働時間は、複数兼業する場合には通算して、年平均1週8時間（年416時間）を超えないものとする。

（禁止事項）

第11条

1. 学園の職員は、兼業のために自身の勤務時間や他の役職員の勤務時間、学園の事業場その他PRP第21章に定める大学資源を使用してはならない。
2. 学園の職員は、兼業の実施においてPRP第15章に認められた範囲を逸脱して大学名やロゴ・商標をみだりに使用してはならない。
3. 学園の職員は、本業を通じて作成又は取得した機密情報や未発表データ等を兼業先又は兼業における取引先等に漏らしてはならない。
4. 学園の職員は、本業から生じた知的財産を、学園の手続きを経ずに兼業先又は兼業における取引先等に移転（出願や実施を含む。）してはならない。
5. 学園の職員は、学園と兼業先又は兼業における取引先等との間に行われる学園の業務に関する取引に関与してはならない。
6. 本条第1項の規定は別表の活動には適用されない。ただし、当該活動が、単なる付随的な利用を超えて学園の職員の勤務時間や大学資源を使用する場合は、この限りではない。

（学園の裁量）

第12条

学園は、学園の職員の兼業により次の各号のいずれかの場合が生じている恐れを認めるときは、学園の裁量において、当該兼業を直ちに禁止又は制限することができる。

- (1) 過重労働及び生命又は健康を害する恐れがある場合
- (2) 労務提供上の支障がある場合
- (3) 学園の秘密が漏洩する場合
- (4) 学園の名誉や信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行為がある場合
- (5) 学園の利益を害する場合
- (6) その他、この規則又は学園の就業規則及びPRPに反する行為がある場合

（利益相反状況の開示）

第13条

1. 学園の職員は、学園の利益相反規則第8条の年次開示の求めがあったときは、利益相反開示書により自らの兼業の状況について学園に開示しなければならない。
2. 学園の職員は、前項の年次開示の後に利益及び責務の相反が生じたとき（その疑問が生じたときを含む。）は、学園の利益相反規則第9条により、自らの兼業の状況について即時の利益相反開示書を提出し、学園による審査を受けなければならない。

(事務局)

第14条

この規則の手続きに関する事務局は、法令・コンプライアンスセクションが行う。

(懲戒)

第15条

学園の職員がこの規則の規定を故意に無視し又は意図的に違反する行為をとった場合、学園は、当該職員について、学園の就業規則に定める懲戒処分の対象とする。

附則（第1.0版）

学長決定

この規則は、平成25年5月17日から施行する。

附則（第1.1版）

理事長改正

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則（第1.2版）

理事長改正

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附則（第2.0版）

理事長改正

この規則は、2021年9月1日から施行する。

附則（第3.0版）

理事長改正

この規則は、2023年6月1日から施行する。

附則（第4.0版）

理事長改正

この規則は、2025年7月1日から施行する。